

経営力向上計画の認定で、 固定資産税が軽減されます！

「経営力向上計画」作成のポイント

2016年**10**月**3**日（月）

無 料

(受付 13:30-) **14:00 - 15:30**

会場：ホテルセントララーザ博多 3階「橋の間」
(福岡市博多区博多駅中央街4-23)

講師：税理士 山嶋寿人氏

(税理士法人野田税務会計事務所)

中小企業・小規模事業者等の生産性の向上を目的として、平成28年7月1日に「中小企業等経営強化法」が施行されました。

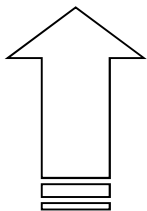
これにより、事業所管大臣が業種ごとに事業分野別指針を策定するとともに、人材育成、コスト管理のマネジメントの向上や設備投資等経営力を向上させるための取り組み内容を記載した「経営力向上計画」の認定を受けた事業者は、税制や金融支援等の特例措置※を受けることができます。

本セミナーでは、

法律の概要や支援措置、認定申請作成のポイント等を分かりやすく解説いたします。
貴社の経営力向上のためにもぜひご参加下さい！

※【特例措置とは】

経営力向上計画が認定されると認定計画に基づき新たに取得した機械及び装置の固定資産税を3年間2分の1に軽減。他に金融支援も受けられます。



本紙に必要事項をご記入後、
FAX: **092-622-6884** (産業支援課)宛てにお申し込み下さい

「経営力向上計画」作成のポイント 〈受講申し込み〉

- ・日時:平成28年10月3日(月) 14:00~15:30
- ・会場:ホテルセントラーザ博多 3階 橋の間(福岡市博多区博多駅中央街4-23)
- ・主催:福岡県中小企業団体中央会
- ・お問い合わせ先:産業支援課(担当:原) TEL 092-622-8486 FAX 092-622-6884

※お申込み受付後、決定通知をFAXにて送信いたしますので、当日セミナー会場にてお渡しください。

----- 切り取らずにそのままFAX(092-622-6884)にてお申し込み下さい -----

会社(団体)名			
所在地	〒		
電話		FAX	
業種			
参加者	部署・役職		
	お名前		
	e-mail		
参加者	部署・役職		
	お名前		
	e-mail		
参加者	部署・役職		
	お名前		
	e-mail		

※ お申込みいただいた情報は、本会セミナーの運用以外では使用いたしません。